湖北行政事務組合 人事行政の運営等の状況

令和4年4月1日現在

1. 職員数に関する状況

職種	事務職	技労職	合計
男性	1	1	2
女性	1	0	1
計	2	1	3

2. 給与の状況

(1)級別職員数の状況

区	分	1級	2級	3級	4 級	5級	6級	7級
一般行政職 技 労 職		事務員、						
		技術員、				所長補佐		
		業務員、	主任	主査	主査 係長 係長	所長	事務局長	
		主事、				徐文		
		技師						
R4.4.1	職員数	0人	0人	2 人	1人	0人	0人	0人
現在	構成比	0%	0%	67%	33%	0%	0%	0%
R3.4.1	職員数	0 人	0人	2 人	0人	1人	0人	0人
現在	構成比	0%	0%	67%	0%	33%	0%	0%

(2) 平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

区分	一般職			技労職		
	平均給料 平均給与 平均年齢		平均給料	平均給与	平均年齢	
R4.4.1 現在	362,300 円	443,889 円	52.7 歳	343,100 円	371,003 円	59.5 歳
R3.4.1 現在	360,800 円	442,369 円	51.7 歳	343,100 円	371,003 円	58.5 歳

(3) 初任給の状況

区分	初任給
大学卒	182,200 円
短大卒	163,100 円
高校卒	150,600 円

(4) 期末・勤勉手当の状況

	支給期別	別支給率		職制上の段階、	
区 分	СП	10 🗆	支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置有	
	6月	12月		よる加算措置	
今和 4 年 库	月分	月分	月分	 	
令和4年度	2.150	2.150	4.300	1	
令和3年度	2.250	2.250	4.500	有	

(5) 時間外勤務手当 (期間: R3.4.1~R4.3.31)

支給総額	360,156 円
職員一人当たり支給月額	7,503 円

(6) 特殊勤務手当

危険及び不快手当	金額(日額)
衛生センター事務に従事する職員	350 円
衛生センター現業に従事する職員	700 円

(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

	区	分	20年 勤続の者	25 年 勤続の者	35 年 勤続の者	最高限度	その他の加算措置等
ſ			月分	月分	月分	月分	·調整額加算措置
	支給率等						(調整月額×60月分)
				33.27075	47.709	47.709	・応募認定退職特例措置
							(1 年につき最大 3%加算)

3.勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況

始業時刻	終業時刻	休憩時間	閉所日
午前 8時30分	午後 5時15分	正午~ 午後1時	土曜日及び日曜日 祝日法に規定する休日 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 年時休暇の取得状況

概要	平均取得日数	備考
1年につき20日付与		
※翌年に繰越可能	12.7 日	期間:R3.4.1~R4.3.31
(最大20日)		

4. 分限及び懲戒処分の状況

分限処分		
職員の身分保障を前提としつつ、職務を果たすことが期待できない時に、	人数	内訳
職員の意に反する不利益な取り扱いをすることをいいます。公務の能率の	0.1	0.1
維持と適正な行政運営の確保を目的としています。		0人

懲戒処分		
公務員が一定の義務違反を行った場合に任命権者がその職員の責任を問	人数	内訳
うための制裁です。組織の規律と秩序の維持を目的としています。	0人	0人

5. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

区分	研修内容	受講者数
一般研修	コミュニケーション研修 等	5人

(2) 勤務成績の評定の状況

評定の回数	評定基準日	被評定者数
年1回	10月1日	3名

6. 福利及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

区分	内容		
市町村共済組合事務	・保険加入、脱退手続き		
川川竹井併和古事伤	・ドック助成 人間ドック2名		
職員安全衛生事業	定期健康診断 4名		
職員互助会補助事業	職員福利厚生事業補助金 20,000 円		

(2) 公務災害補償制度の状況

加入団体	災害件数
地方公務員災害補償基金長野県支部	0件

(3) 利益の保護の状況

【不利益処分に関する不服申し立てに係る書類の発行件数 ┃ 0件

7. その他市長が必要と認める事項

区分	人数	内容
職務に専念する義務の免除	0人	組合関係団体の事務従事及び兼職等
営利企業の従事制限 0人		営利企業の事務または業務に従事する場合等

8. 公平委員会の報告事項およびその他報告事項

勤務条件に関する措置の要求の状況・不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。